

住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準

1に掲げる住宅については、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302:2000)」の「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書（以下「JIS 基準ただし書」という。）を適用して、処理対象人員を2の算定方法とすることができるものとする。

1 対象住宅

対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件に適合する住宅（既存の住宅に限るものとし、台所及び浴室が2以上ある住宅、延べ面積が増築により従前より10㎡以上増加する住宅その他対象住宅とすることが適切でないと思われるものを除く。）とする。

- (1) JIS A 3302:2000 表の類似用途別番号2（イ）の住宅（延べ面積が130㎡を超える住宅に限る。）であること。
- (2) 実居住人員（居住人員の増加の予定がある場合は、増加後の居住人員（以下「予定居住人員」という。）とする。）が5人以下の世帯であること。
- (3) 申請に係る住宅の予測水道使用量（次のいずれかの方法により算定した値）が1000ℓ/戸・日以下であること。ただし、前号の実居住人員（居住人員の増加の予定がある場合は、予定居住人員）が3人以下の世帯の場合においては、この限りでない。

イ 水道のみを使用している場合 年間最大水道使用量実績値とする。ただし、居住人員の増加の予定がある場合にあつては、年間最大水道使用量実績値を実居住人員で除した値に予定居住人員を、従前が汲取り便所の場合にあつては、年間最大水道使用量実績値に200/150を、それぞれの場合に応じて乗じて得た値とする。

ロ 水道に加え井戸水等を使用している場合（メーターの設置その他適当な方法により年間最大井戸水等使用水量実績値を提出できる場合に限る。） イの方法によるものとし、「年間最大水道使用量実績値」を「年間最大水道使用量実績値に年間最大井戸水等使用水量実績値を加えた値」と読替えて算定した値とする。

- (4) 設置者の責任において浄化槽の定期検査、保守点検及び清掃が適正に実施されること。
- (5) ライフスタイルの変化等により第1号から第3号の基準に適合しなくなった場合においては、新たな尿尿浄化槽の設置も含め適切な対応が可能であること。

2 処理対象人員の算定方法

処理対象人員を5人とする。

3 手続き方法

JIS 基準ただし書を適用する場合には、浄化槽設置届出書等に加えて下記の書類を添付すること。

添付書類	設置届出	
	原本	写し
住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い [様式第1号]	1	2
誓約書 [様式第2号]	1	2
最近1年間の水道使用量を明らかにする資料(水道局発行:納入証明書又は「ご使用水量・料金のお知らせ」) ※(第1項第3号の規定による場合)	証明書: 1	2
	お知らせ: 0	3
最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料 ※(第1項第3号ロの規定による場合)	1	2

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。